

平成27年度独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立病院機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立病院機構における平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は8,505件、契約金額は2,943億円である。また、競争性のある契約は6,384件(75.1%)、2,551億円(86.7%)、競争性のない随意契約は2,121件(24.9%)、392億円(13.3%)となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに微増となっている(件数は0.8%ポイントの増、金額は0.2%ポイントの増)が、主に医療機器の保守契約、在宅医療機器の賃貸借契約及び放射性医薬品の調達によるものである。

表1 平成26年度の国立病院機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(76.4 %) 6,780	(86.9 %) 2,693	(75.1 %) 6,384	(86.7 %) 2,551	(△ 5.8 %) △396	(△ 5.3 %) △142
企画競争・公募	(0.01 %) 1	(0.03 %) 1	(- %) 0	(- %) 0	(0.0 %) △1	(0.0 %) △1
競争性のある契約(小計)	(76.4 %) 6,781	(87 %) 2,694	(75.1 %) 6,384	(86.7 %) 2,551	(△ 5.9 %) △397	(△ 5.3 %) △143
競争性のない随意契約	(24.1 %) 2,097	(13.1 %) 405	(24.9 %) 2,121	(13.3 %) 392	(1.1 %) 24	(△ 3.2 %) △13
合計	(100 %) 8,878	(100 %) 3,098	(100 %) 8,505	(100 %) 2,943	(△ 4.2 %) △373	(△ 5.0 %) △155

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(2) 国立病院機構における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は558件(8.9%)、契約金額は411億円(16.5%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに微増となっている(件数は0.7%ポイントの増、金額は0.9%ポイントの増)が、主にSPD委託費、給食委託費、医事委託費によるものである。

表2 平成26年度の国立病院機構の二者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	6,053 (91.8 %)	5,686 (91.1 %)	△367 (△6.1 %)
	金額	2,203 (84.4 %)	2,082 (83.5 %)	△121 (△5.5 %)
1者以下	件数	544 (8.2 %)	558 (8.9 %)	14 (2.6 %)
	金額	406 (15.6 %)	411 (16.5 %)	5 (1.2 %)
合 計	件数	6,597 (100 %)	6,244 (100 %)	△353 (△5.4 %)
	金額	2,609 (100 %)	2,492 (100 %)	△117 (△4.5 %)

(注1) 当表は、表1の競争性のある契約に計上した計数より、不落随意契約分について除いて計上した係数である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野 (【】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

○競争性のない随意契約及び二者応札・応募に対する取組

競争性のない随意契約については、これまで「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施し、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約方式への移行を進めてきたところである。

また、二者応札・応募の解消については、平成22年3月31日付企発第0331002号企画経営部長・業務監査室長通知「「契約監視委員会」の点検・見直し及び指摘を踏まえた契約事務の徹底について」を策定し、応札条件、仕様内容及び公告期間の見直し等を行い、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んできたところである。

平成27年度においても引き続き上記取組を行い、また、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件及び新たに随意契約を締結することとなる案件についても、会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している理由を確認し、公正性及び透明性を確保する。

【契約監視委員会における適切な審査の実施等】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、引き続き法人内に設置された契約監視委員会(総括責任者は監事)に事前報告を行うことにより、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとす

る。

ただし、緊急の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する内部チェックマニュアル（自己評価チェックの実施要領）に基づき、引き続き各病院等において点検を行う。また、マニュアルの内容について逸脱等がないか、適宜見直しを行う。

なお、各グループにおいては、引き続き各グループ管内の契約事務担当者を対象に定期的に研修を行う。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、管理担当理事を総括責任者とし、企画経営部に設置される調達契約室を中心に調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	管理担当理事
副総括責任者	企画経営部長
メンバー	指導課長 調達契約室長 調達契約係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、機構が定める基準（競争性のない随意契約、一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立病院機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。